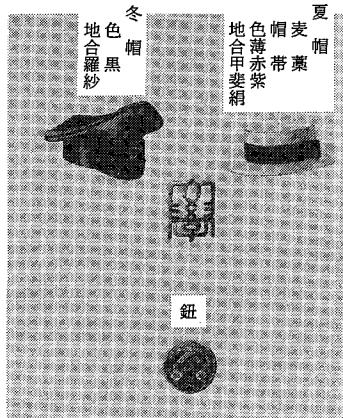


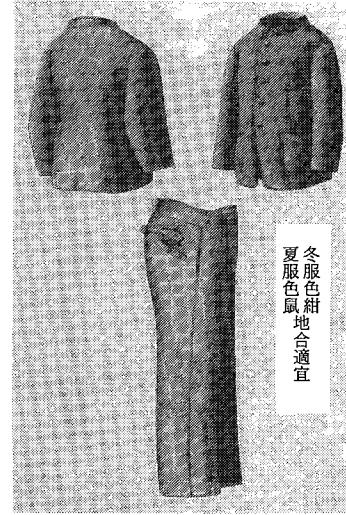
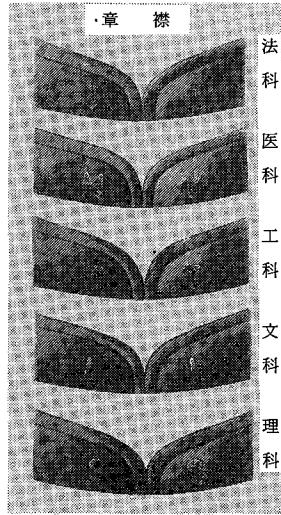
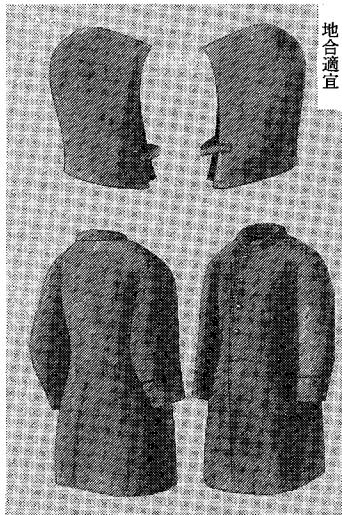
東京大学史史料室ニュース

第8号 1992・3・31



目 次

サント・トマス大学文書館	2
達(たっし)	4
『東京大学史紀要』刊行案内	6
沿革史紹介	6
受贈図書一覧	7
史料室日誌抄録	8



制服、制帽、バッジについては、今も学部共通細則の第6条に「学生生徒は、本学所定の制服制帽又はバッジを着用するものとする。」とあるが、その起源をさぐってみると、明治19年4月28日に上図のように定め、11月1日までに実施することとしていることがわかる。文部大臣に認可を求める次のような文書も残っている。

各分科大学学生及撰科生徒服制別紙図面之通相定メ、來九月十一日以降地合ハ各自ノ便宜ニ任セ調整セシメ、大学へ出入候節ハ勿論常時タリトモ着用為致候様致度、此段乞認可候也

但大学院学生ニハ制帽ノミ着用セシメ、衣服ハ各自便宜ノ洋服ヲ着用セシメ度、且別課医学
生製薬学生及古典講習科生徒ハ制服制帽着用不差許候様致度候也

(『文部省准允』明治19年)

世界の大学文書館（4）

サント・トーマス大学文書館

市川 誠

東洋最古の大学

マニラにあるサント・トーマス大学 (University of Santo Tomas) は、フィリピンがスペインの統治下にあった1611年に、ドミニコ修道会により最初コレヒオとして設立された。フィリピンは今世紀前半にアメリカの統治下にあったが、そのアメリカで最古のハーバード大学 (1636年設立) よりも、サント・トーマス大学の方が設立は四半世紀早い。1619年に10年を期限とする学位授与権をローマ法皇から与えられ、これが3回更新された後、大学としてローマ法皇から認可されたのは1645年である。1785年にはスペイン国王からも王立として認可されたが、国庫から財政的援助を受けることはなく、その後もドミニコ会によって運営されてきた。フィリピン革命期 (1898～1899年) と太平洋戦争期 (1942～1945年) に一時的に閉鎖されはしたが、独立後の現在まで存続してきた同大学は「東洋で最古の大学」と呼ばれている。

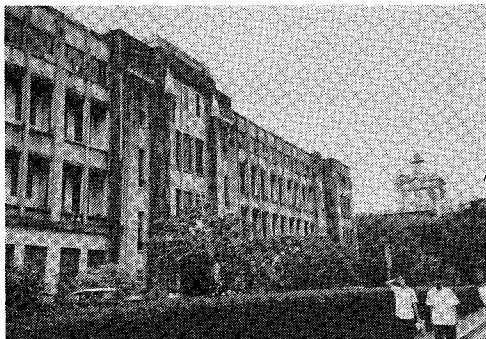
トマス・アクイナスに因んで命名された同大学は、設立当初、主に聖職者養成機関として機能し、神学生を中心にフィリピン在住のスペイン人のみを受け容れていた。後にフィリピン人特権階級の子弟の入学が許可され、国民的英雄とされるホセ・リサール (José Rizal) なども学んだが、今日のように一般の

フィリピン人にその門戸が開かれたのは、スペイン統治が幕を閉じた前世紀末以降のことである。設立以来316年間マニラ湾に面した城壁都市 (Intramuros) 内に立地していた同大学は、1927年に内陸のサンパロック地区 (Sampaloc) に移転し、多くの大学が立ち並び学生街とも呼ばれる同地区に現在まで位置している。

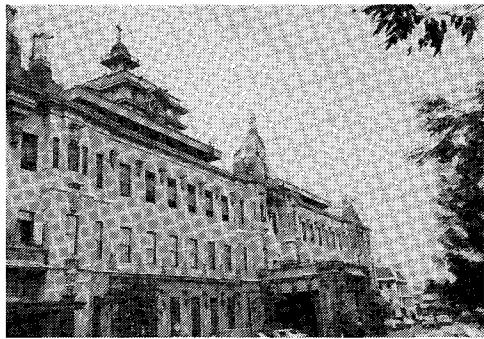
文書館は城壁都市の時代から大学構内に設置されていたが、そこに所蔵されていた文書は1933年にサンパロックの大学構内に移された。それらの文書は最初は「神父の住居 (Fathers' Residence)」と呼ばれる、ドミニコ会修道院、教区神学校および主聖堂を収容した建物の1階の部屋に置かれたが、所蔵文書の増加にともない1966年に、より広く耐火式で空調設備のある4階の部屋に移された。この時キャビネットが木製からスチール製に変えられ、現在に至っている。

所蔵文書

所蔵文書の整理は、アーキビストを勤めるスペイン人ドミニコ会士たちの手で進められてきた。日本による占領の時期にバカス神父 (Felix Vacas)、アルナイス神父 (Gregorio Arnaiz) らが、その後アレヤーノ神父 (Manuel Arellano)、ガヨ神父 (Jesus Gayo)、パブロ・ビヤロエル神父 (Pablo Fernandez Villarroel) らが行った分類作業が、フィデル・ビヤロエル神父 (Fidel Villarroel) によって引き継がれ、近年まで続けられてきた。1957年から分類作業に携わってきたフィデル・ビヤロエル神父は、19世紀後半にサント・トーマス大学に在籍した学生の記録



神父の住居正面 右奥は大学本館



大学本館正面

の整理を行ったが、その際にはフィリピン革命に関与した多くの歴史上の人物の成績簿などが多数発見された。

これまでの分類作業によって所蔵が確認された文書の中で特に貴重なものとしては、ローマ法皇の大勅書、スペイン王室令、フィリピン総督と司教や教区の間で交わされた公式書簡、会計帳簿、教会関係の条約、説教、教理問答書、祈禱書、信心書や、定期刊行物のコレクションがある。こうした文書を所蔵していることから、同文書館はサント・トマス大学文書館 (U.S.T. Archives) と称しながらも、修道会文書館としての役割もあわせて果たしていたということができる。サント・トマス大学による定期刊行物のなかでは、アメリカ統治下での反教会キャンペーンに対抗して発行された新聞“Libertas”(1899—1918)、フィリピン・カトリック教会の公報である“Boletín Eclesiástico de Filipinas”(1923—)、大学の教員および学生による公式機関紙の“Unitas”(1922—) と “The Varsitarian”(1928—) などの、1972年までの発行分が全巻所蔵されていることがこれまでに確認されている。

しかし所蔵文書の整理はなお不十分であり、膨大な文書が未整理のままに置かれている。文書館をしばしば利用する文化・美術史研究家のガトボントン (Esperanza B. Gatbonton) が、収められた文書が全く分類されていないキャビネットを閲覧した際に、それらの文書に見出しをつけて返却してアーキビストの仕事を助けたというエピソードに、整理作業の進行状況が象徴されている。しかも現職アーキビストのフィデル・ビヤロエル神父が昨年11月よりローマに赴任したため、整理作業は現在中断されている。この赴任が1~2年の予定であるにもかかわらず後任のアーキビストは任命されておらず、パブロ・ビヤロエル神父がこれを臨時に代行している。このため文書館の利用には支障がないが、すでに74才と高齢な同神父は文書の整理を進める意向がなく、作業再開の目処は立っていない。

閲覧手続き

文書館の利用資格は、歴史研究者であるこ

ととされている。学生の利用は原則として認められないが、国外から訪れる研究者の場合は大学院生であっても受け容れている。所蔵文書のほとんどはスペイン語かラテン語で書かれており、利用者にはこれらを読みこなす語学力が求められる。最近の利用頻度は1ヶ月に1人程度であるという。利用者は「神父の住居」の1階にある神学部図書室 (Ecclesiastical Faculties' Library) に申し出て、閲覧を希望する文書の分野や内容、時代等を伝える。文書を保管してある4階の部屋にはアーキビスト以外の立ち入りは禁止されており、利用者はアーキビストが取り出してきた文書を神学部図書室で受け取り、同室内で閲覧する。文書館とは別組織である神学部図書館が利用者を受け容れているのは、文書館が独自の閲覧室などを備えていないためである。閲覧は、通常、申し出の翌日以降となるが、マニラ圏外から訪れる研究者に対しては可能な限り当日に利用できるように便宜が図られる。

こうした手続きは明文化されていないため、その時々のアーキビストの判断などで若干の変更がなされることもあるとみられる。開館時期等もあわせて、事前に確認してから訪れる方が賢明であろう。

Ecclesiastical Faculties' Library

Fathers' Residence

University of Santo Tomas

España

Manila

☎731-31-25 (Fathers' Residence)

参考資料：以下の資料を、1991年12月にパブ

ロ・ビヤロエル神父と神学部図書館員のアルシリヤ (Patricia Arcilla) 氏に個別に行なったインタビューにより補足した。

Josefina Lim Pe, *The University of Santo Tomas in the Twentieth Century*, Manila : University of Santo Tomas Press, 1973.

中里彰「スペイン統治下のフィリピンにおける植民地教育政策の研究—高等教育についてみた場合—」『九州教育学会研究紀要』第4巻, 1976年。

(大学院教育学研究科 博士課程)

東大の記録管理（4）

達（たっし）

承 前

達を、学内規則制定改廃の仕組みに位置づけて見ておこう。学内規則には分科大学通則（今日なら学部通則）のような全学的規則と、部局限りの規則がある。これらの制定改廃の典型的な例が図1～3である。

図1は、全学的規則の制定である。明治32年（1899）に学士称号規程（分科大学通則の一部分）を制定したときの過程を示す。総長により評議会に付議された原案は、5月24日に可決される。総長はそれに基いて文部大臣に制定してよいかを伺う（この時は関連規則廃止も同時）。文部大臣は6月17日付けで東京帝国大学宛て（総長宛ではない）に認可を指令する。それを受け、総長が6月20日に達第3号（達の文例16）で制定を「大学一般」宛て（大学全体宛て）に達するのである。

図2は、部局限りの規則の場合である。この場合、部局長から総長に制定改廃の原案が伺われるのが常であった。この図には明治32年の農科大学の実科規則と乙科規則の改正の例（2規則同時）を掲げた。農科大学長から総長に規則改正を伺っていること、達でなく分達となっていること以外は、原則として図1と同じであり、総長が6月22日に農科大学に宛てて分達第13号で改正を達する（達の文例17）。なおこの時期は、「達」は「大学一般」に宛てた達であり、「分達」はそれ以外宛て、即ち部局別や学生などに宛てた達である。

図3は、文部大臣に伺われない場合である。この法科大学列品室規則の場合は、11月6日

付けで法科大学長から総長に原案が伺われた。ところが12月4日の評議会で「法科大学列品室規則ニ付本会ノ議ニ附スヘキヤ否ヤ審議アリタルニ本会ノ議決ヲ経ルニ及ハザルコトニ決ス」とされてしまう。その結果、文部大臣に伺われないばかりでなく、達という形態もとられない。ただ、総長から法科大学長に宛てて（法科大学宛てではなく）12月5日に認可の指令が出されただけである（指令の文例1）。なお『東京大学百年史』法学部史では同年11月に同規則を制定したとあるが、おそらく教授会決定を指しているのであろう。

この3つが当時確立していた本学の学内規則制定の基本的類型であった。図1、2の場合は総長が制定改廃したが、図3の場合は法科大学長がしたということであろう。

しかし、この仕組みは明治30年代前半から次第に変容していった。その始まりは、明治32年12月21日付け文部大臣からの工科大学試験規程の改正許可（認可）指令文書に付けられた附箋である。附箋には、当時の本学書記によって「從来本文ノ如キハ総長ヨリ其分科大学ニ達スルノ例ナルモ自今文部大臣ノ指令書ヲ回覧ニ供シ該達ニ代へ候テ可然乎」と書かれている（『文部大臣准允』134丁）。この結果、部局規則の制定改廃は、図2のように分達で達せられるのに代り、原則として図4のように指令文書が当該部局長に供閲され、その書面上部に部局長により花押が記されるか捺印されることになった。この図には、明治35年（1902）の法科大学試験規程中改正の例をあげた。供閲には文書が付されたと思われるが、实物も写しも確かな起案文書も見つからない。その文書は、おそらく、明治37年（1904）

文科 大学 長 宛	書 記 官	年 月 日	御 通 牒 候 也	通牒の文例二〔檢印錄〕明治三十二年三月二十日付同法科大学列品室規則制定ノ件認可ス	本年十一月六日付同法科大学列品室規則制定ノ件認可ス	指 令 の 文 例 二 〔 檢 印 錄 〕 明治三十三年八月九日、十二月五日指令の起案文書より 写 し よ り	達 の 文 例 一 七 〔 檢 印 錄 〕 明治三十二年二月二十日起案、二月二十二日送達の起案文書より	達 第三 号 〔 檢 印 錄 〕 明治三十二年二月二十日起案、二月二十二日送達の起案文書より	〔 別 紙 省 略 〕	〔 別 紙 省 略 〕	十 年 二 〇 一 一 丁 、 六 月 十 九 日 起 案 、 二 二 年 二 三 丁 、 六 月 二 十 日 起 案 、 二 二 日 送 達 の 起 案 文 書 よ り 〕	〔 檢 印 錄 〕 明治三十二年二月二十日起案、二月二十二日送達の起案文書より	〔 檢 印 錄 〕 明治三十二年二月二十日起案、二月二十二日送達の起案文書より	〔 檢 印 錄 〕 明治三十二年二月二十日起案、二月二十二日送達の起案文書より	〔 檢 印 錄 〕 明治三十二年二月二十日起案、二月二十二日送達の起案文書より
		其 他 規 則 改 定 相 成 候 命 ニ 依 リ 此 段 及 申 出 之 通 裁 定 相 成 候 命 ニ 依 リ 此 段 及	其 他 規 則 改 定 相 成 候 命 ニ 依 リ 此 段 及 申 出 之 通 裁 定 相 成 候 命 ニ 依 リ 此 段 及	其 他 規 則 改 定 相 成 候 命 ニ 依 リ 此 段 及 申 出 之 通 裁 定 相 成 候 命 ニ 依 リ 此 段 及	其 他 規 則 改 定 相 成 候 命 ニ 依 リ 此 段 及 申 出 之 通 裁 定 相 成 候 命 ニ 依 リ 此 段 及										

2月の文科大学の語学試験細則と卒業試験細則の制定に際しての通牒のような文書であったと思われる(通牒の文例1)。つまり書記官名のこのような文書を添えて、文部大臣からの指令文書を当該部局長に供聞させたらしい。

以後明治40年(1907)まで、部局規則制定改廃のための分達はほとんどないが、例外的に、明治38年(1905)4月1日施行の「史料編纂掛処務規程」制定が、文科大学宛て分達(達の文例18)によって達せられているのが目につく。

明治41年、42年(1908、09)に関しては、この史料を収めた『検印録』、『文部大臣准允』が散佚しており明らかでないが、明治43年(1910)の『検印録』を見ると、制定改廃はまた達せられるようになっている。但し、今度は図2と違い、制定改廃とも当該部局宛ての「分達」ではなく、「大学一般」宛ての「達」となった(達の文例19)。「達」となった理由は、前年の明治42年9月28日の評議会の議決「自今本学諸規則改正ノ場合ニ於テ評議会ノ議ヲ経タル改正ハ本部ニ於テ掲示ヲ取計コトニ決ス」にあったのではないかと、筆者は想像している。

なお、部局規則制定改廃が「達」によるようになって以降も、文部大臣の指令文書を当該部局長に供聞させる手続きの方はなくならない。但し、全学的規則に関する指令文書については、明治20年代以来ずっと変わらず部局長には供聞させていない。(以下次号)

(群馬大学教育学部講師 所澤 潤)

出典:図1~3は該年の『検印録』、『文部大臣准允』によるが、図4は明治34年『文部大臣准允』39-43丁による。

〔別記省略〕	年 月 日	本 学 科 大 学 科 目 及 授 業 規 程 並 試 験 規 程 改 正 ス	達 第 壹 号	十 年 三 六 丁 、 一 九 日	定 メ 付 け 送 達 の 起 案 文 書 よ り	〔達 の 文 例 二 九 〕 〔 檢 印 錄 〕 明 治 四 十 三	〔 案 文 書 より 〕 〔 檢 印 錄 〕 明 治 三 八 八	〔 檢 印 錄 〕 明 治 三 八 八
								〔 檢 印 錄 〕 明 治 三 八 八

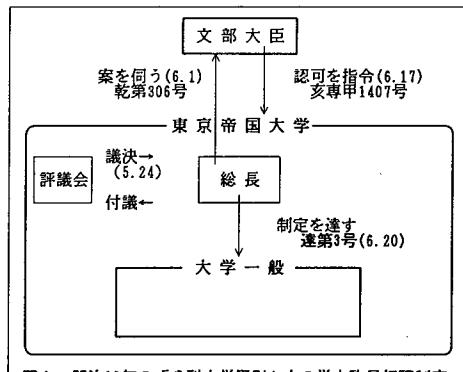


図1 明治32年の「分科大学通則」中の学士称号規程制定
総長が文部大臣へ経由の後、制定改廃
()内は会議又は文面上の月日(以下同様)

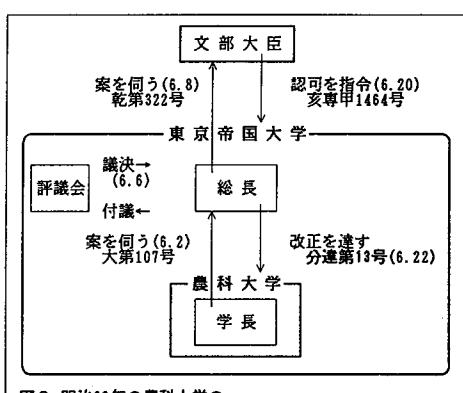


図2 明治32年の農科大学の
「実科規則」及び「乙科規則」中改正
総長が文部大臣へ経由の後、制定改廃

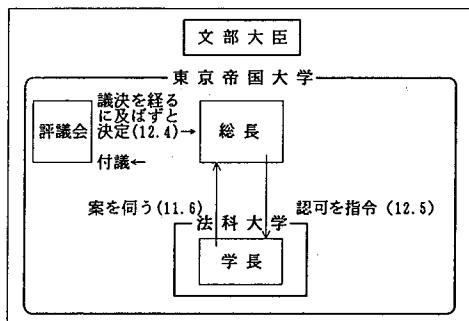


図3 明治33年の「法科大学列品室規則」制定
文部大臣へ経由せずに制定改廃

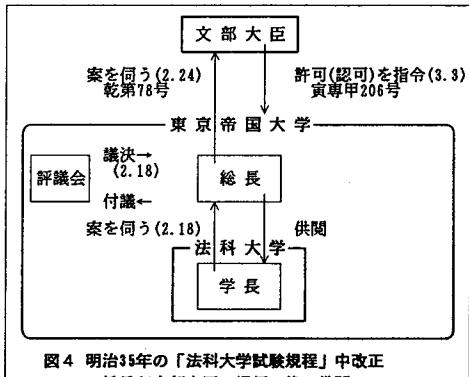


図4 明治35年の「法科大学試験規程」中改正
総長が文部大臣へ経由の後、供聞

『東京大学史紀要』第9号、第10号刊行のお知らせ

東京大学史史料室では、『東京大学史紀要』第9号を平成3年3月に刊行した。なお、第10号は平成4年3月に刊行する予定です。

主要な内容は次のとおりです。

第9号

研究ノート

林 洋子（大学院）

：東京大学・安田講堂内壁画について
—小杉未醒と藤島武二の試み—

資料

中野 実（立教大学）

：平賀譲日記
—昭和十五年一月～十二月—

中野 実・照沼康孝（文部省）

：長与又郎日記 昭和十三年九月

所澤 潤（群馬大学）

：東京大学における昭和二十年（一九四五年）以前の女子入学に関する史料

所澤 潤

：「外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会」（昭和十七〔一九四二〕年・東京帝国大学）の記録

第10号

研究ノート

磯野直秀（慶應大学）

：『メモア』と『理科会粹』

川村 肇（鳴門教育大学）

：東京帝国大学教育学科の講座増設に関する一研究（一）—中等教員養成史および教育学説史と東京大学—

資料

高橋陽一（大学院）

：大学校・大学における国学系教官の動向 小中村清矩と鈴木雅之の史料から

中野 実（立教大学）

：加藤弘之日記

—明治十八年一月～十二月—

中野 実・照沼康孝（文部省）・清水康幸（野間教育研究所）

：長与又郎日記 昭和十三年十月

所澤 潤（群馬大学）

：東京帝国大学における大東亜戦争末期の外国人留学生受入れ状況—「外国学生指導委員会」の活動を中心に—

沿革史紹介

『東洋文化研究所の50年』

東京大学東洋文化研究所は、1941年11月26日、勅令第1012号により、東洋文化に関する総合的研究を目的として、本学に附置された人文・社会科学の最初の研究所である。1991年11月をもって創立50周年を迎え、本誌はこれを記念して刊行されたものである。

本誌は、B5判で262頁（表紙・写真・まえがき・目次除く）からなっており、口絵には、東洋文化研究所の建物、これまでに開催された記念展示会の風景、現教職員等11枚の写真が掲載されている。本文は、本文編と資料編とに分かれており、本文編は、1.50年略史、2.50年年表、3.回想などで構成されている。回想文は33名もの現・旧教職員がそれぞれの立場から東洋文化研究所在職中の思い出を執筆されており非常に興味深いものとなっている。資料編は、1.職員、2.図書・資料、3.予算・定員・建物、4.研究活動、5.出版活動などで構成されており、1.職員の項には、歴代所長・歴代事務長の氏名および在職期間、名誉教授の氏名、現任教官・退任教官・兼任教官・嘱託・研究員の略歴および著書、外国人研究員の氏名、事務系職員の氏名が掲載されている。4.研究活動の項には、所内研究組織の研究課題、科学研究費による研究組織の研究課題、所内研究会の題目、大学院・学部における授業実施状況等が掲載されている。また、5.出版活動の項には、『東洋文化研究所紀要』・『東洋文化』等の総目録が掲載されている。

本記念誌は東洋文化研究所の50年の歩みを振りかえり、今後の発展をはかるうえで一つの役割をになうものになると思われる。

受贈図書一覧 (平成3年5月)

双文 第7号		同編纂所	平成2年3月
群馬県立文書館	平成2年3月	日本の議会100年	
農学事始め 駒場雑話		国立国会図書館	平成2年11月
東京大学出版会	昭和39年12月	東京大学遺跡調査室発掘調査報告書3 東京大学本郷構内の遺跡	
北海道立文書館 研究紀要第2号		医学部附属病院地点	
同文書館	昭和62年3月	同医学部附属病院	平成2年3月
北海道立文書館 研究紀要第3号		成瀬記念館 1990 No.6	
同文書館	昭和63年3月	日本女子大学成瀬記念館	平成2年12月
北海道立文書館 研究紀要第4号		中央大学史資料集 第7集	
同文書館	平成元年3月	同大学	平成2年12月
北海道立文書館 研究紀要第5号		中央大学百年史編集ニュース	第15号
同文書館	平成2年3月	同大学	平成2年12月
富士論叢 第35巻第1号		乾板に刻まれた世界	
富士短期大学	平成2年5月	一鳥居龍藏の見たアジア	
江口祐子先生に聞く		東京大学総合研究資料館	平成3年2月
東京大学アメリカ研究資料センター		神奈川大学評論 第9号	
	平成2年8月	同大学	平成3年2月
収蔵文書目録第3集		一橋大学学制史資料 第12集	平成2年11月
横芝町北清水 伊藤家文書目録		同大学	
千葉県文書館	平成2年3月	北海道立文書館	
東京大学教育学部 大学院教育学研究科		研究紀要 第6号	
卒業生名簿 1989		同文書館	平成3年3月
同学部	平成元年12月	東京大学教養学部便覧 I	
早稲田大学史記要 第22巻		同学部	平成3年4月
同大学	平成2年3月	東京大学教養学部便覧 II	
関東郡代伊奈市文書展		同学部	平成3年4月
埼玉県立文書館	平成2年10月	創設80周年を迎えて	
東京大学先端科学技術研究センター		東京大学理学部地理学教室	平成3年4月
先端研究紀要 第3巻		宇宙科学研究所年次要覧 平成元年度	
同センター	平成2年9月	同研究所	平成2年
加藤弘之文書 第1巻		東京大学史紀要 第9号	
今田達	平成2年8月	東京大学史料室	平成3年3月
加藤弘之文書 第2巻		鹿鳴館の夢 建築家コンドルと絵師暁英	
今田達	平成2年8月	㈱I N A X	平成3年2月
加藤弘之文書 第3巻		中央大学史紀要 第3号	
今田達	平成2年8月	同大学	平成3年3月
第41回駒場祭		中央大学史資料集 第8集	
第41期駒場祭委員会	平成2年11月	同大学	平成3年3月
近代日本研究資料(3)		東京大学各学部規則集 平成2年度	
『庚寅新誌』総目次および若干の資料		東京大学	平成2年
慶應義塾福沢研究センター 平成2年9月			
東京大学史料編纂所報 第24号			

史料室日誌抄録（平成3年9月～平成4年1月）

- 9.6 金 教養学部附属アメリカ研究資料センターにて高木文庫閲覧。
- 9.11 水 松原君子氏より松原行一（元理学部長）史料148点（主に辞令）を受け入れ。
- 9.19 木 台風による大雨のため6階より水漏れ。幸いにして史料に被害なし。
- 9.20 金 立命館大学より百年史編纂参考のため2名来室見学。
- 9.24 火 第24回東京大学史料の保存に関する委員会開催。
- 10.11 金 東京都映画協会『学びの庭』製作のため史料撮影。
- 10.18 金 「東京大学史史料室ニュース」第7号表紙に使用する史料の掲載許可を得るため国立公文書館訪問。
- 11.27 水 第25回東京大学史料の保存に関する委員会開催。
- 11.29 金 「東京大学史史料室ニュース」第7号発行。
- 12.6 金 向坊隆元総長より資料（段ボール6箱）受け入れ。
- 12.6 金 松原君子氏より松原行一（元理学部長）史料4点（卒業証書）受け入れ。
- 平成4年
- 1.7 火 史料室所蔵資料の劣化状況調査のため国文学研究資料館国立史料館より4名来室。
- 1.14 火 名誉教授1名見学のため来室。

この間の閲覧者数

学内者 6名

学外者 48名

主な学外閲覧者所属機関

慶應大学・立命館大学・広島大学・梅花女子大学・財団法人江戸東京歴史財団・河合出版・法政大学・国文学研究資料館・群馬大学・立教大学・東京都

題字 森 亘前総長

東京大学史史料室ニュース 第8号

発行日：1992年3月31日（年2回刊）

編集・発行：東京大学史史料室

東京都文京区本郷7-3-1

電話（3812）2111 内線2036

印刷所：よしみ工産株式会社

北九州市戸畠区天神1-13-5

Archives Section of the University of Tokyo